

「障がい」について
知つてみよう

障がいのある人
身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身機能の障がいのある人で、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人

障がいのある人は、内臓や精神など外見では分からず、生まされた人、病気や事故などで後種類や程度も様々で、同じ障がいでもその症状は一律ではありません。つまり、障がいは誰にでも起こりうるもので、時に気づきにくく、そして一人ひとりが感じる生活のしにくさも異なります。

自分にとつて障壁だと思つていなかつた当たり前のこと、が、誰かにとつての社会的障壁になつてゐる可能性は十分にあります。

社会的障壁を減らす 取組みの一つ 「合理的配慮」

「合理的配慮」とは、障がいのある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている意思を伝えられた際、負担が大きすぎない範囲で対応することが求められるものです。大きすぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が大きすぎるのか、その理由を説明し、別の対応方法を提案することも含め話し合が大切です。

例えば、施設の玄関にスロープの設置を求められた場合、スロープを設置することはもちろん、金額による負担の大きさや範囲的にスロープを設置できないことを説明をした上で折り畳み式のスロープを活用したり、職員が手助け出来る体制を作るなどの提案をすることが合理的配慮にあたります。金額的な解決だけでなく、職員の体制を整えて手助けするなど、関わっている人の合意や思いやりで実現出来ることも大切な配慮です。合理的配慮は事業所や社会としての取組みを指し、個人単位では新規に何かの設置などは難しい取

ご存じですか？「社会的障壁」

社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるような、社会における事物（利用しにくい施設や設備）、制度、慣行、観念、偏見、その他一切のものたとえば、階段だけ設置している施設では、車椅子の方の利用が難しくなります。また「障がい者だから」という考え方一括りにすると、障がいのある人の社会参加を妨げる可能性もあります。

障がいを知り、 共に生きる。

【イエローリボン】

障がいのある人もない人も、共に生きる社会を目指す活動のシンボルマークです。



組みかもしれません。そのような中で、私たち一人ひとりが生きる配慮はなんでしょうか？

私たち一人ひとりが身近に、できること

障がいのある人＝全員が特別な支援を求めている人、ではありません。年齢や性別などで人の特性が違うのと同様に、障がいも「障がいのある人だから」で困りごとや求めている配慮が全て同じになるわけではありません。会話や困っている様子から、お互いさまの心で、優しく手を差し伸べることで共生社会を一緒に実現しましょう。

ぜひ、想像してみてください

もし目が見えなくなったら、歩けなくなったら、人と会うことや外に出ることが怖くなったり。自分が、家族が、友人が：と想像することで、今まで気づかなかつた社会的障壁・生活のしづらさを発見できるかもしれません。制度だけにとらわれず、皆さんの思いやりで、ぜひ一緒に共生社会を実現していきたいですね。



▲長野県のYouTubeにて、共生社会づくりに関する詳細な情報発信を行っています。

障がいの程度によって、活躍できる範囲も様々。写真は、しののめ作業所でパン作りの仕事をする池田絢奈さんです。

（広報こもろ 2023.12月号で紹介）

一人ひとりの「見守り」と「気づき」で救える命があります

障害者虐待防止法は、障がい者の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぐ法律です。

虐待に気づいた人は、虐待防止センターへの通報義務があります。

地域の「見守り」と「気づき」が、虐待防止の第一歩です。

■障害者虐待の種類

- 01 生活の世話や金銭管理などをしている家族や親族、同居人などによる虐待
- 02 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる虐待
- 03 障がい者を雇用している事業主などによる虐待

■どのようなことが虐待になるの？

- 【身体的虐待】殴る、やけどさせる、身体拘束、部屋に閉じ込めるなど
【性的虐待】性的行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発するなど
【心理的虐待】怒鳴る、仲間に入れない、子ども扱いする、無視するなど
【ネグレクト】十分な食事や水分を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど
【経済的虐待】年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

■「もしかして虐待かも？」そう思ったらまずはご相談ください。

休日や夜間も対応できる体制を確保しています。また通報者の秘密は守られます。

【相談・通報先】小諸市障害者虐待防止センター（福祉課内） ☎ 0267-22-1700 (内線 2183)

みんなで
できることから、
一緒に。



01 ご存じですか？「ヘルプマーク」

足や人工股関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見からは分からず援助や配慮を必要としている人が、そのことを周囲の人に知らせるマークです。身につけている人を見かけた際には、電車の中で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



カバンに
付けている人も
多いです

02 信州パーキング・パークミット制度に ご協力ください

長野県では「障がい者等専用駐車区画」の適正利用を図るために、障がいのある人や高齢者、妊娠婦など歩行が困難な方に、県内共通の利用証を交付しています。写真の案内表示がある駐車区画へは、案内表示と同じ利用証を提示した車が優先して駐車できるよう、ご理解とご協力ををお願いします。この他にも、街中にある点字ブロックの上に物を置かない、優先席を譲るなど、私たちにもできる少しの配慮で、障がいのある人への助けとなることがあります。



利用証の写真。市役所を含め、様々な施設の駐車場に設置されています。

